

## 佐賀県告示第 389 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成 30 年 9 月 28 日から平成 30 年 10 月 29 日まで佐賀県県土整備部道路課及び杵藤土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 30 年 9 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
県道 江北芦刈線	_____	後	_____	_____
	杵島郡江北町大字佐留志字二本松 2113 番 1 地先から 杵島郡江北町大字惣領分字一本黒木 5088 番地先まで	前	32.2～ 3.8	2,290.8
	_____	後	_____	_____
	杵島郡江北町大字佐留志字二本松 2050 番 1 地先から 杵島郡江北町大字佐留志字二本松 2040 番 14 地先まで	前	39.8～ 13.4	168.7